

## 8 第二次全体整備計画の基本方針

### (1) 前計画及び指針における整備の課題

#### ① 「障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境作り」について

いわき支援学校くぼた校、たむら支援学校、石川支援学校たまかわ校の整備により、増加している知的障がいのある児童生徒が居住地に近い学校で、障がいの状態に応じた教育を受けることができる環境になるとともに、長時間通学の負担軽減に結びついた。さらに、3校では地域のニーズに応じた教育相談や研修支援など、センター的機能を発揮し地域の特別支援教育の充実に努め、好評を得ている。

県内では、年々特別支援学級等が増設され、指導・支援の充実と連続性のある多様な学びの場の提供等が課題となっていることから、特別支援学校がない地域では、引き続き「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現に向けて、それぞれの現状を踏まえ、中核となる特別支援学校の設置について検討を進める必要がある。

#### ② 「複数の障がい種に対応した専門的な教育が行われる学校作り」について

本県の県立特別支援学校は、障がい種別ごとに設置されているため、複数の障がい種に対応した学校作りについて、各学校の在籍児童生徒等の障がいの状態や地域の現状を考慮して検討を進めてきた。

各県立特別支援学校を対象に実施したアンケート調査（平成27年11月実施）では、複数障がいへの対応よりもむしろ、重複障がいへの対応が優先される結果となった。この結果を参考に本県の現状について検討したところ、

ア 施設の整備を進めるにあたっては、特別教室等の整備等更なる敷地面積が必要となるが、現在の校舎の利活用を前提とした場合、その余裕がない。

イ 現状ではさらなる人的配置に対応できない。

ウ 複数障がい種に対応するより先に、重複障がいに対応する環境整備を優先させる必要がある。

の問題が残っていることが明らかとなった。

上記を踏まえると、新たな整備計画では、複数障がい種に対応した学校作りを検討する以上に、重複障がいのある児童生徒の教育環境整備について優先的に検討する必要がある。

## (2) 今後の整備の方向性

本県の特別支援教育は、障がいのある児童生徒等が「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を基本理念に掲げており、この推進に向けて連続性のある多様な学びの場の提供と教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に取り組むこととしている。

施設整備を含めた特別支援教育の推進にあたっては、これらの観点に加え、これまで進めてきた整備の方針及び県立高等学校改革の状況等を踏まえて進めていくこととする。

### ① 児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境の整備

知的障がいがあり特別な支援を必要とする児童生徒数は、平成32年度をピークとして、今後10年程度は児童生徒数が一定の水準で推移することが見込まれることから、知的障がい特別支援学校の整備は不可欠である。児童生徒一人一人の生きる力を育み、自立や社会参加をさらに促すため、児童生徒の障がいに応じた教科等の学習を十分展開できるようにするとともに、重複障がいのある児童生徒へのきめ細やかな対応、さらには高等部を中心とした進路実現・就労に向けて充実した学習ができる環境整備を進める。

### ② 地域の特別支援教育の拠点としての整備

地域における連続性のある多様な学びの場の提供は、まさに本県の基本理念に直結するものである。特別支援学校を地域の連続性のある多様な学びの場の核として位置づけ、在籍する児童生徒はもとより、特別な支援を必要とするすべての児童生徒やその保護者に対して、教育をはじめ進路や就労等の情報提供や相談窓口となり、子育て支援機能を発揮すると共に、小・中学校等の教員等の専門性の向上に向け研修支援を行うなど、センター的機能を果たす特別支援学校の整備を進める。

## (3) 基本方針

### ① 障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境作り

- (ア) 教育的ニーズに対応した施設設備の整備
- (イ) 児童生徒等の多様な学習内容・形態による主体的な学習を支える施設設備の整備
- (ウ) 安全・健康等に配慮した施設設備の整備

### ② 地域の特別支援教育の拠点としてセンター的機能を担う学校作り

- (ア) 地域の特別支援教育を担う中核的な施設環境の整備
- (イ) 学校や地域の実状及びニーズ等に対応した施設環境の整備
- (ウ) 学校開放、緊急時等における地域住民との共同利用・活用できる施設環境の整備

### ③ 特別支援教育の相談窓口として子育て支援を担う学校作り

- (ア) 教育や医療、福祉、労働などの関係機関と連携した支援体制の構築
- (イ) 特別な支援を必要とする子どもに関する相談窓口の整備

#### (4) 教育環境を実現するために必要な指針

##### ① 学級編制の考え方

特別支援教育における学級編制の基準は、特別支援学校の小・中学部では「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、高等部では「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に学級編制の標準人数が定められており、本県においてもこれに準じて学級編制を行っている。

##### 【学級編制の標準人数】

	通常の学級	重複障がい学級
小・中学部	6人	3人
高等部	8人	3人

##### ② 教育環境の改善の考え方

###### ア 教育的ニーズへの対応

児童生徒の障がいの重度・重複化等に対応し、小学部から高等部の児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた指導と支援を行い、生きる力を育み、自立や社会参加を促進するための教育環境の整備が必要である。

さらに、重複障がいのある児童生徒の指導内容や方法について、他の障がい種の特別支援学校と連携強化できる仕組みをつくっていく必要がある。

###### イ 教室数の確保

知的障がい特別支援学校においては、児童生徒数の増加に伴い、これまで特別教室を普通教室に転用したり、普通教室を間仕切りしたりするなどの対応をせざるを得ない状況が続いている。したがって、教室不足・狭隘化等を解消させることが喫緊の課題である。

###### ウ キャリア教育・職業教育の充実

特別支援学校では、企業や関係機関、地域との連携の下、これまでの実践を深化させ、生徒一人一人のキャリア教育・職業教育のさらなる充実に図り、震災後の復興を担う人材の育成が求められている。

特に知的障がい特別支援学校高等部生徒の増加が見込まれるため、就労し自立した生活に向けて实际的・経験的な学習を適切に行う諸室や設備等の整備が必要である。

## エ 児童生徒の健康増進を図り、安全・安心な施設整備

障がいのある児童生徒が、安全な環境の下で安心して学習でき、かつ、障がいのあるなしに関わらず、誰もが活動しやすい施設整備が求められる。さらに、災害等における対応が可能な施設が必要である。

特別支援学校の目的の一つである、「障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能」を身につけるための施設整備が必要である。

## ③ 通学時間と通学方法

### ア 通学を前提とした立地場所

これまでの県立特別支援学校は、入所施設に併設する形で設置されたため、市町村の中心部からはずれた郊外等に位置することが多く、電車やバスが運行されていないなど通学には不便であった。そのため現在では、通学のしやすさを前提として、立地場所を検討することが必要である。

### イ 送迎における保護者の負担

県立特別支援学校への通学方法は、保護者による送迎、通学バス利用による通学、公共交通機関等を利用した自力通学の3つに大別される。このうち高等部生は自立や社会参加に向け自力で通学することが基本となっている。小・中学部生は、登下校時における安全確保の面から、保護者による送迎が一般に行われている。

登下校の保護者による送迎は、仕事を抱える保護者も多く、大きな負担となっている。さらに遠距離通学になるほど保護者の負担感は大きいことから、登校時のみ送り、下校時の迎えは送迎サービスを利用する例も増してきている。こうした送迎の負担軽減を目指す必要がある。

### ウ 通学バスの運行

県立特別支援学校においては、居住地から通学する児童生徒の増加等を背景に、通学バスを運行して通学の利便性を高めている。

通学バスは、児童生徒の通学状況等を考慮しながら運行地区や運行本数など児童生徒本人と保護者の負担軽減につながるよう各学校の実状に合わせて計画的に運行している。通学バスに乗車させる場合には、障がいの状況や安全に乗車できるかどうかなどを校内の検討委員会等で審議して、その上で決定している。乗車にあたっては、介助員を添乗させるなど運行中の安全を確保している。

### エ 公共交通機関の利用

高等部になると、生徒は卒業後の進路や自立や社会参加を見据えて基本的に自力で通学するのが一般的である。そのため、公共交通機関の利用は生徒の大きな学びの場でもある。公共交通機関を利用して通学できる場所へ学校を整備することは、社会適応能力を高めるためにも意義があ

る。

#### ④ 特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能の発揮

センター的機能については、学校教育法の第74条に「特別支援学校においては、(略)幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」として、地域の教育機関等に助言・援助を行う特別支援学校の努力義務が定められている。

特別支援学校は、地域の小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について、その専門性を生かしながら地域の小・中学校等を積極的に支援していくことが求められている。このセンター的機能の具体的な内容は、特別支援教育等に関する相談・情報提供、児童生徒等への指導・支援、小・中学校等の教員等への研修支援、児童生徒等への施設設備等の提供などがあげられる。また、福祉や医療、労働などの関係機関等との連絡調整を行う役割もあることから、各生活圏を対象とするのが望ましいと考えられる。なお、特別な支援が必要な児童生徒等が多い地域などにおいては、1校ではなく複数校で連携を図りながら進めていく必要がある。

#### ⑤ 計画的な老朽化対策

県内には、築50年を経過した施設があるなど、老朽化が著しい施設を計画的に改修していく必要がある。児童生徒の移動や活動がスムーズにできる施設整備が重要である。引き続き、関係部局と連携しながら、施設改修等を計画的に進めることが重要である。

#### ⑥ 地域との交流の促進

共生社会の形成に向けて地域の特別支援教育を充実させていくには、地域住民や地域の小・中学校等との交流及び共同学習を積極的に推進するなど、地域に開かれた施設としての環境整備が重要である。

特別支援学校ではセンター的機能を発揮するため、地域や企業等への情報発信や地域を対象とした研修等の実施、障がい者スポーツを含めた生涯学習等が実施できる施設整備が求められる。

#### ⑦ 子育てしやすい環境の整備

保護者にとって障がいのあるなしに関わらず子育ての悩みはつきない。県立特別支援学校を地域の実状に応じ整備し、こうした不安を少しでも和らげられるよう地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮することにより、関係機関の連携による教育相談体制を構築・整備するなど、切れ目のない支援の充実をさせ、安心して子育てができる環境を整えることが必要である。

## 9 第二次全体整備計画における整備対象地区等

本計画における特別支援学校の整備対象地区等は、平成38年度の特別支援学校在籍児童生徒数推計等のデータ等を踏まえて整理した。重点的に整備を進めていく地区やその考え方については下記のとおりである。

### (1) 伊達地区

#### ① 計画

伊達市を中心とする伊達地区等の児童生徒の通学の負担を軽減するとともに、伊達地区の特別支援教育の充実を図る観点から、知的障がい通学制特別支援学校を設置する。

#### ② 伊達地区の整備方針

- ・ 伊達地区等から特別支援学校に通う児童生徒の通学負担を軽減するとともに、小・中学校特別支援学級在籍者や特別支援学校で学ぶニーズがある児童生徒の推移から、伊達地区に県立特別支援学校を設置し、対象児童生徒の学びを充実させると共に、センター的機能を発揮することで同地区の特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システム構築を図る。
- ・ 伊達地区から通学している大笹生支援学校の児童生徒は、平成29年5月1日現在76人いるが、地区内の内訳では「伊達市」居住者が56人と最も多い。
- ・ 通学の利便性、高等部生徒の自力通学を考慮すると、阿武隈急行沿線付近など鉄道路線やバス路線を考慮した場所が望ましい。

#### ③ 想定する規模

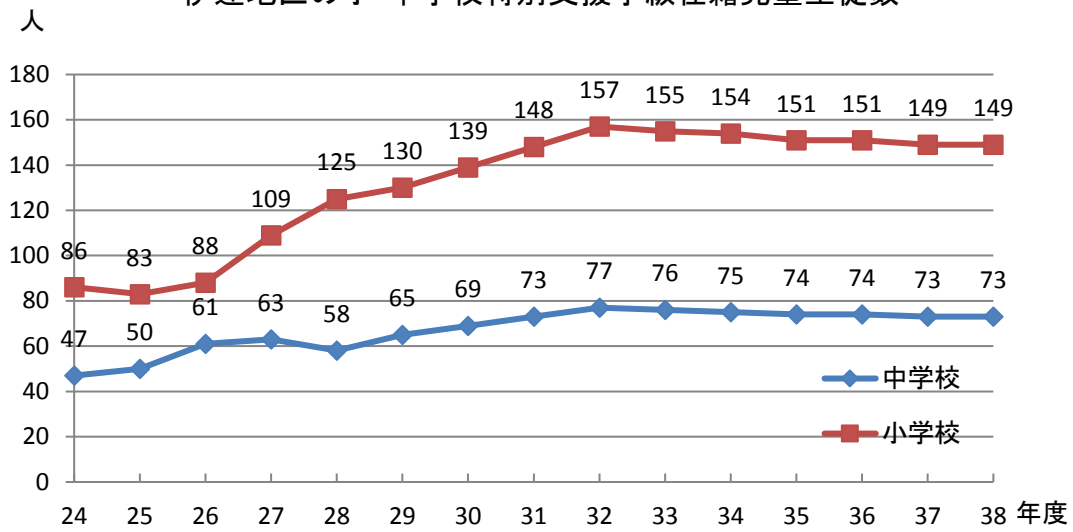
児童生徒数 95名程度

学級数 30学級程度（通常・重複学級併せて）

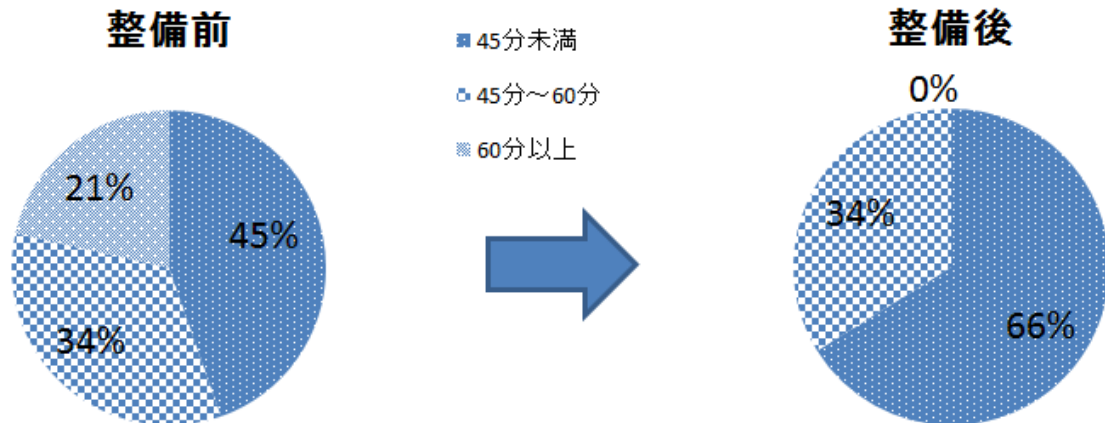
#### ④ 開校目標年度

平成30年代前半を目途とする。

伊達地区の小・中学校特別支援学級在籍児童生徒数



伊達地区特別支援学校整備後の通学時間の変化



## (2) 安達地区

### ① 計画

安達地区等の児童生徒の通学の負担を軽減するとともに、安達地区の特別支援教育の充実を図る観点から、知的障がい通学制特別支援学校を設置する。

### ② 安達地区の整備方針

- ・ 安達地区において、特別支援学校への通学に1時間以上かかる児童生徒数は、平成29年5月1日現在で44人であり、その内訳を見ると二本松市に居住している者が最も多く、次いで本宮市であることから、交通機関の利便性等を考慮する必要がある。
- ・ 郡山市北西部に居住する児童生徒も長時間通学の実態があることから、安達地区に特別支援学校を設置し、通学等の負担の軽減を図る。
- ・ 小・中学校特別支援学級在籍者や特別支援学校で学ぶニーズがある児童生徒の推移から、安達地区に特別支援学校を設置することで同地区の特別支援教育の充実を図る。
- ・ 設置場所については、通学の利便性や高等部生徒の自力通学を考慮し、鉄道路線やバス路線を考慮した場所が望ましい。

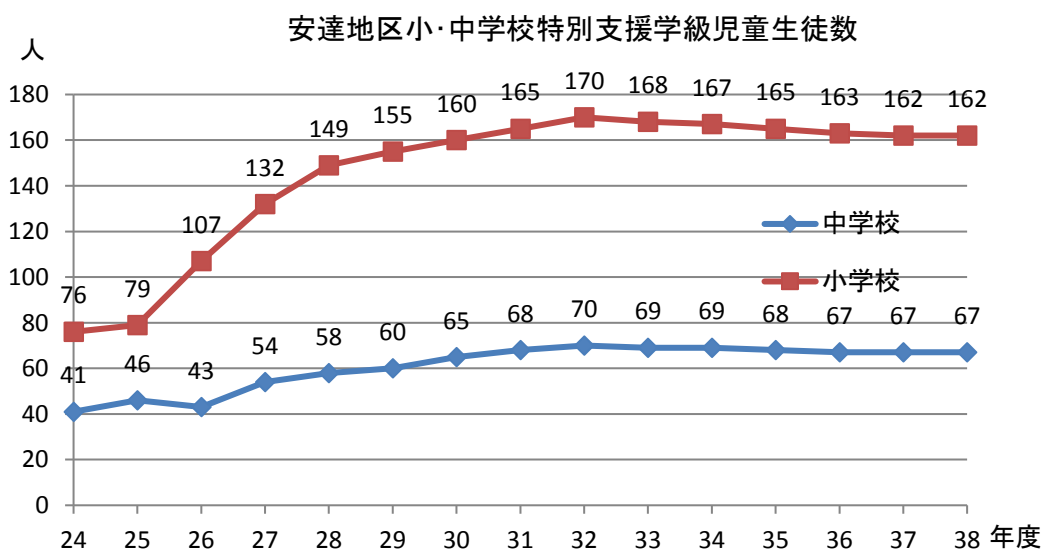
### ③ 想定する規模

児童生徒数 75名程度

学級数 25学級程度（通常・重複学級併せて）

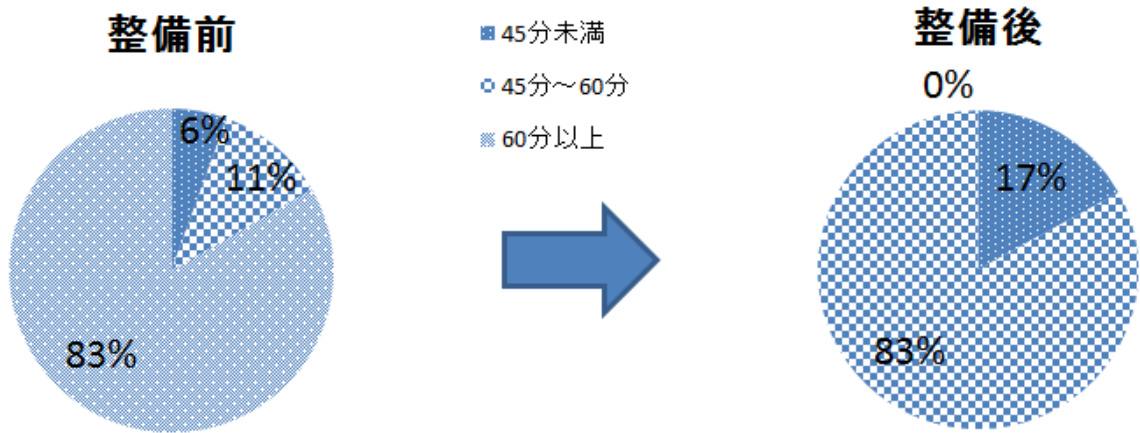
### ④ 開校目標年度

平成30年代半ばを目途とする。





安達地区特別支援学校整備後の通学時間の変化



安達地区特別支援学校整備後の対象エリア（想定）



### (3) 南会津地区

#### ① 計画

南会津地区に居住する障がいのある児童生徒が、他地区の児童生徒同様に地域の特別支援学校で学ぶことをはじめ、南会津地区の特別支援教育の充実を図る観点から、通学制特別支援学校を設置する。

#### ② 南会津地区の整備方針

- ・ 南会津地区から他地区の特別支援学校で学ぶ児童生徒や保護者の通学の負担や経済的負担を軽減し、本県の特別支援教育推進の理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」の充実に向けた教育環境を整える。
- ・ 地域で一貫した学びが確保されるようにセンター的機能を有する地域の核となる特別支援学校を設置し、南会津地区の小・中・高等学校の特別支援教育の充実と就学前から就労に至る支援体制の整備、障がいのある者が活躍できる地域づくりにつなげる。
- ・ 設置場所については、広域な南会津地区の地理的自然的条件を考慮し、児童生徒の通学と保護者の送迎が比較的容易で、地域の小・中学校や高等学校、行政機関等との連携体制を構築しやすい場所に検討する。

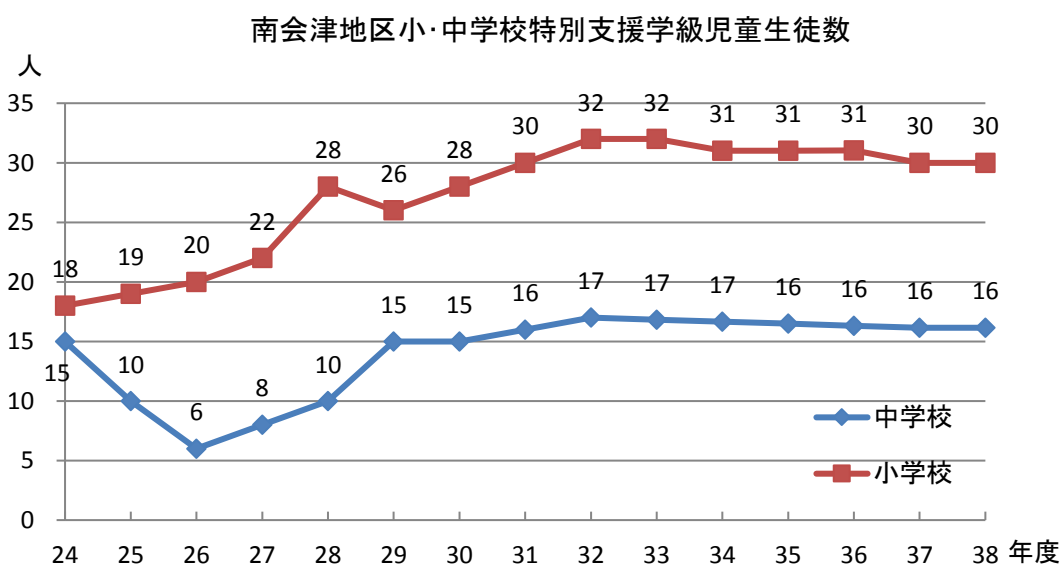
#### ③ 想定する規模

児童生徒数 35名程度

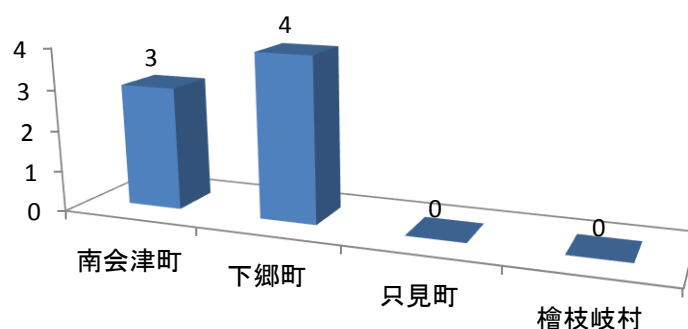
学級数 12学級程度（通常・重複学級併せて）

#### ④ 開校目標年度

平成30年代半ばを目途とする。



会津支援学校に在籍する南会津地区居住者



⑤ 南会津地区の寄宿舎設置の可能性

南会津地区等から他地区の県立特別支援学校併設の施設等に入所しながら学んでいる児童生徒の市町村別内訳は、平成29年度において南会津町8人、下郷町5人、只見町1人、昭和村1人となっている。このうち南会津町の内訳は、旧田島町が3人、旧館岩村が2人、旧南郷村が2人、旧伊南村が1人である。

寄宿舎の設置については、利用する可能性が高い児童生徒は、南会津町周辺部の町村や昭和村をはじめ、只見町や旧伊南村に居住している児童生徒であり、その場合でも利用人数は7人と他校の寄宿舎利用者と比べて少なく、設置しても運営面からみて大変厳しい状況が想定されるため、通学バスの運行を優先して検討する。

【南会津地区から他地区の施設に入所している児童生徒数】

出身市町村	人数	地区名内訳	学校別内訳	入所可能数
南会津町	8人	旧田島町 3人 旧館岩村 2人 旧南郷村 2人 旧伊南村 1人	西郷支援 5人 猪苗代支援 1人 郡山支援 2人	5人
下郷町	5人		郡山支援 2人 須賀川支援 2人 須賀川医大校 1人	
昭和村	1人		猪苗代支援 1人	1人
只見町	1人		西郷支援 1人	1人
計	15人			7人

【県内の寄宿舍利用人数等】

	入所人数	寄宿舍指導員数
視覚支援学校	小 3人 中 2人 高 9人 計 14人	13人
聴覚支援学校	小 0人 中 14人 高 15人 計 29人	15人
郡山支援学校	小 0人 中 3人 高 19人 計 22人	19人
平支援学校	小 4人 中 2人 高 4人 計 10人	12人

(4) その他

① 県中地区

「たむら支援学校」と「石川支援学校たまかわ校」の開校により、田村地区や石川地区等に居住する児童生徒の通学負担が軽減され、あぶくま支援学校と石川支援学校の教育環境が改善されるが、今後も郡山市や東白川地区等に居住している児童生徒数の増加や長時間通学の負担軽減に向け、県中地区の知的障がい特別支援学校の在り方について調査を進める。

② 県南地区

西白河郡の児童生徒は、県中地区南部に整備された石川支援学校たまかわ校へ通学することになったため、より居住地に近い学校で学ぶ環境となり、併せて、石川支援学校や西郷支援学校の教育環境が改善される。今後、県南地区の西白河郡と東白川郡における特別支援教育の充実に向けた環境整備について調査を進める。

③ 会津地区

知的障がい特別支援学校の在籍児童生徒数の増加と長時間通学の負担軽減に対応することと併せ、肢体不自由等の特別支援学校の在り方について調査・検討を進める。

④ 相双地区

相馬支援学校では、校舎設備の老朽化と狭隘化や長時間通学負担軽減のため、平成32年4月の開設を目指し、南相馬市鹿島地区に移転新築する。

富岡支援学校は、四倉高等学校の空き教室を活用し中・高等部の生徒が学習する校舎を応急的に整備し、平成29年4月から供用を開始した。今後、富岡町をはじめ双葉地区の帰還の状況等を踏まえ、最終的な在り方について検討を進める。

⑤ いわき地区

いわき支援学校といわき支援学校くぼた校の児童生徒の増加状況や、いわき市南部に居住し特別支援学校に通学する児童生徒の状況等から、いわき地区南部の特別支援学校の在り方について調査を進める。

## (5) 聴覚支援学校寄宿舎

### ① 計画

建物の老朽化が著しいことから、寄宿舎の改築を行う。

### ② 整備の方向性

寄宿舎は、昭和35年に建築され、57年余りが経過している。床など構造部材の破損や、電気設備の不具合など建物の老朽化が著しく、入舎している生徒の生活に支障をきたしている。舎室の窓ガラスについては、耐久性が弱いため割れやすく、鍵も簡易な物であることから、防犯上整備が必要である。風呂やトイレ等の設備の様式も古く、生徒の自立に向けた指導が困難な状況にある。

また、非常用設備や情報保障設備が設置されていないため、災害時、緊急時に安全に避難できるための設備や、聴覚障がい者の特性に合った情報保障など、安全・安心な生活環境を整備する必要がある。

聴覚障がいのある児童生徒が安全かつ安心して学習と生活ができるよう、情報保障システムを整備するなどした寄宿舎の改築を行う。

### ③ 想定する規模

寄宿舎利用児童生徒数 34名程度

舎生室 16室程度（男子棟、女子棟を合わせて）

### ④ 供用開始目標年度

平成32年度を目途とする。

寄宿舎利用児童生徒数の推移予測

	幼稚部	小学部	中1	中2	中3	中合計	高1	高2	高3	高合計	合計
平成22年度	0	0	1	4	3	8	2	1	2	5	13
平成23年度	0	0	2	1	4	7	5	4	2	11	18
平成24年度	0	0	3	1	1	5	5	6	3	14	19
平成25年度	0	0	0	3	1	4	1	6	4	11	15
平成26年度	0	0	5	0	3	8	6	1	4	11	19
平成27年度	0	0	3	5	0	8	7	5	1	13	21
平成28年度	0	0	5	3	6	14	1	7	5	13	27
平成29年度	0	0	6	5	3	14	8	1	6	15	29
平成30年度	0	0	4	6	5	15	5	8	1	14	29
平成31年度	0	0	7	4	6	17	6	5	8	19	36
平成32年度	0	0	1	7	4	12	8	6	5	19	31
平成33年度	0	0	4	0	7	11	8	8	6	22	33

※ 寄宿舎利用は、平成18年まで高等部生徒であり、幼・小・中学部の幼児児童生徒については、郡山光風学園を利用していた。平成18年10月1日の障害者自立支援法の施行に伴い、生徒や保護者の希望により、聾学校の全ての児童生徒が寄宿舎を利用できるようになった。

## (6) 震災により避難した富岡支援学校の対応

### ① 計画

富岡町をはじめ双葉地区の状況や児童生徒等の動向を踏まえ、最終的な在り方について検討を進める。

### ② 整備の方向性

現在使用している施設は、応急的な対応としての仮設校舎及び空き教室の利用であることから、早急な対応が必要である。

障がい児入所施設である東洋学園は、平成24年度「応急仮設住宅」としていわき市内郷に施設を設置し運営しているが、平成30年3月にいわき市四倉に仮設施設の設置を目指している。入所生は50人程度と考えられ、児童生徒数の増加が見込まれる。

双葉地区町村の帰還の状況を見据えながら、場所や時期等の検討を進める。

富岡支援学校児童生徒数の概況

(人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
児童生徒数	32	30	30	33	41	52	55	65	80	82	85	85	85	85	85

\*平成23年度は県立特別支援学校7校に分教室を設置して学習

## 10 第二次全体整備計画による整備後の姿

今回の計画により伊達、安達、南会津地区での特別支援学校の整備を進めた場合、開校後の各学校の状況を次のとおり想定した。

### (1) 通学時間について

伊達地区及び安達地区から大笹生支援学校に通学している児童生徒は、居住地の特別支援学校に通学できることになり、通学時間は45分未満に改善される。

安達地区及び郡山北部からあぶくま支援学校に通学している児童生徒については、安達地区の学校に通学することで、60分以上通学時間がかかっていた児童生徒の比率が下がる。

たむら支援学校については、安達地区から通学している児童生徒が多少減少するものの、開校による認知度の上昇や高等部生徒の増加により、徐々に増加する。

伊達地区、安達地区の児童生徒の通学時間は、60分以内で通学できる。

南会津地区では、これまで他地区の施設等に入所していた学校から居住地に近い学校に通学することができるようになる。また、会津支援学校に通学していた児童生徒においては、通学時間の大幅な短縮につながる。

知的障がい特別支援学校（本校）の通学時間の比較

学校名	45分未満	45分～60分	60分以上
大笹生支援	74%	15%	11%
	100%	0%	0%
伊達地区	- %	- %	- %
	66%	34%	0%
安達地区	- %	- %	- %
	17%	83%	0%
あぶくま支援	35%	20%	45%
	38%	22%	40%
西郷支援	94%	4%	2%
	96%	2%	2%
石川支援	58%	16%	26%
	52%	22%	26%
たむら支援	45%	13%	42%
	45%	13%	42%
会津支援	66%	18%	16%
	68%	18%	14%
猪苗代支援	91%	7%	2%
	96%	4%	0%
南会津地区	- %	- %	- %
	97%	3%	0%
相馬支援	55%	11%	34%
	58%	14%	28%
富岡支援	63%	8%	29%
	65%	16%	19%
いわき支援	72%	10%	18%
	70%	20%	10%
計	62%	14%	24%
	63%	20%	17%

※上段は平成29年度、下段平成38年度の3地区整備後の通学時間の推計

## (2) 教育環境（狭隘化）の改善について

伊達地区、安達地区、南会津地区に学校が整備されることに伴い、教育環境の改善が見込まれる県立特別支援学校は下記のとおりである。

伊達地区、安達地区に学校が整備されることで、大笹生支援学校では大幅に児童生徒数が減少し、教育環境の改善につながるとともに、あぶくま支援学校では概ね想定定員数になるものと想定している。

会津支援学校は、南会津地区に特別支援学校が設置されることと、会津地区の児童生徒数の減少に伴い、教育環境が改善される見込みである。

県内の県立特別支援学校(知的障がい)の想定定員数について

(単位:人)

		平成29年度 在籍者数 A	教室数		想定定員数 B ※	平成38年度 想定在籍者数 (整備後) C	平成38年度 想定在籍者数と 想定定員数との差 C-B
			小・中	高			
大笹生支援	教室数		30	16			
	生徒数	257	120	96	216	190	△26
あぶくま支援	教室数		33	28			
	生徒数	348	132	168	300	290	△10
会津支援	教室数		25	15			
	生徒数	218	100	90	190	180	△10

※1教室当たりの定員を小・中学部は4名、高等部は6名とし、各学校の教室数との積から計算した人数

## 1 1 おわりに

県教育委員会では、第6次福島県総合教育計画（平成25年度～平成32年度）の後半4年間の取組を加速させるため、平成29年3月に主要施策を戦略的に実行する「頑張る学校応援プラン」を策定した。

特別支援教育においては、「特別支援教育の環境の充実」を取組の柱の一つに掲げ、地域の実状に応じた特別支援学校の新たな整備計画の策定とその着実な実施に取り組むこととしている。

本計画の下、特別支援学校の教育環境整備が進み、「地域で共に学び、共に生きる教育」が一層推進され、共生社会の実現への一助になることを願うとともに、今後の県立高等学校改革計画の実施状況を踏まえながら、引き続き障がいのある児童生徒の教育環境の整備に努めていく。